

用語の解説

人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

「常住している者」については、平成 22 年国勢調査の概要「調査の対象」を参照されたい。

年齢・平均年齢

年齢は、平成 22 年 9 月 30 日現在による満年齢である。

なお、平成 22 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は、0 歳とした。

また、本報告書に掲載されている平均年齢は、以下の式により算出した。

$$\text{平均年齢} = \frac{15\text{歳以上就業者の年齢(各歳)} \times 15\text{歳以上就業者の各歳別人口}}{15\text{歳以上就業者}} + 0.5$$

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

- 未婚—まだ結婚したことのない人
- 有配偶—届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
- 死別—妻又は夫と死別して独身の人
- 離別—妻又は夫と離別して独身の人

国籍

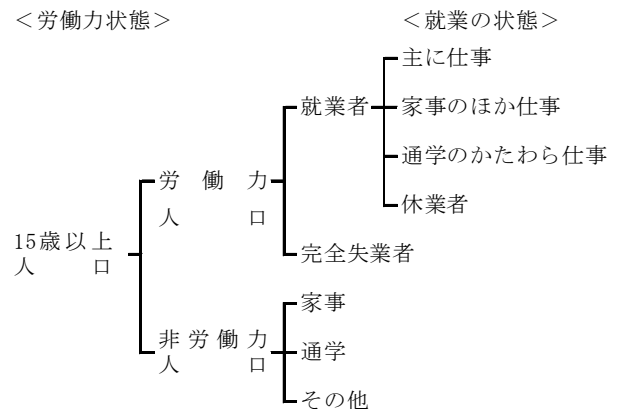
国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- 1 日本と日本以外の国の国籍を持つ人—日本
- 2 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人—調査票の国名欄に記入された国

労働力状態

労働力状態は、15 歳以上の人について、平成 22 年 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



労働力人口—就業者と完全失業者を合わせた人

就業者—調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しでも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としている。

- (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでも、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
- (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事—主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていました場合

家事のほか仕事—主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

通学のかたわら仕事—主に通学していて、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

休業者—(1)勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2)事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合

完全失業者—調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口—調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）

家事—自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学—主に通学していた場合

その他—上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

従業上の地位

従業上の地位は、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしてきた事業所における地位によって、次のとおり区分した。

雇用者—会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

正規の職員・従業員—勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

労働者派遣事業所の派遣社員—労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

パート・アルバイト・その他—就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

役員—会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

雇人のある業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者—農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者—家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

産 業

産業は、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類した（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

なお、仕事をしている事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしている事業所の事業の種類によった。

労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類している。

平成 22 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改訂）を基に、平成 22 年国勢調査の集計用に再編成したもので 20 項目の大分類、82 項目の中分類、253 項目の小分類から成っている。

なお、本報告書の産業（3 部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

- 第 1 次産業 { A 農業、林業
B 漁業
- 第 2 次産業 { C 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業
E 製造業
- 第 3 次産業 { F 電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業
H 運輸業、郵便業
I 卸売業、小売業
J 金融業、保険業
K 不動産業、物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業
M 宿泊業、飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業
O 教育、学習支援業
P 医療、福祉
Q 複合サービス事業
R サービス業（他に分類されないもの）
S 公務（他に分類されるものを除く）
T 分類不能の産業

居住期間

居住期間は、その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい、「出生時から」、「1 年未満」、「1 年以上 5 年未満」、「5 年以上 10 年未満」、「10 年以上 20 年未満」、「20 年以上」の 6 区分に区分

している。

教 育

教育は、現在、学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分した。

卒業者－学校を卒業して、在学していない人

在学者－在学中の人

未就学者－在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

ここでいう学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）など学校教育法第 1 条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問わない。

ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まれない。

最終卒業学校の種類は、「小学校・中学校」、「高校・旧中」、「短大・高専」及び「大学・大学院」の四つに区分した。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校とした。

各区分に相当する主な学校は次のとおりである。

最終卒業学校の種類	
区 分	学 校 の 別
小 学 校 ・ 中 学 校	【新制】小学校 中学校 中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の 小学部・中学部 【旧制】高等小学校 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 通信講習所普通科 青年学校普通科 実業補習学校
高 校 ・ 旧 中	【新制】高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の 高等部 准看護師（婦）養成所 高等学校卒業程度 認定試験の合格者（注） 【旧制】高等学校専修科 尋常中学校 高等中学校 予科 高等女学校 実業学校（農業・工業・商業・ 水産学校など）師範学校予科又は師範学校一部 （3 年修了のもの）通信講習所高等科 鉄道教習所 中等部・普通部（昭和 24 年までの卒業生） 青年学校本科
短 大 ・ 高 専	【新制】短期大学 高等専門学校 都道府県立の 農業者研修教育施設 看護師（婦）養成所 【旧制】高等学校高等科 大学予科 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信 講習所本科
大 学 ・ 大 学 院	大学 大学院 水産大学校 気象大学校 大学部 職業能力開発総合大学校の長期課程（平成 11 年 4 月 以降） 放送学校（全科履修生、修士全科生）

(注) 平成 16 年までの大学入学資格検定規程 (昭和 26 年文部省令第 13 号) による試験の合格者も含まれる。

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

(1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊または艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

(1) 寮・寄宿舍の学生・生徒—学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

(2) 病院・療養所の入院者—病院・療養所などに、すでに 3 か月以上入院している入院患者の集まり

(3) 社会施設の入所者—老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

(4) 自衛隊営舎内居住者—自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

(5) 矯正施設の入所者—刑務所及び拘置所の被收容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

(6) その他一定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠 (住所) を有しない船舶乗組員など

世帯主・世帯人員

世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断による。

世帯人員とは、世帯を構成する各人 (世帯員) を合わせた数をいう。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

A 親族のみの世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

なお、平成 17 年以前の調査では親族のみの世帯に同居する非親族 (住み込みの従業員、家事手伝いなど) がいる場合は、親族世帯に含めていた。例えば、下記でいう「(1) 夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含めていた。

B 非親族を含む世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

C 単独世帯—世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

I 核家族世帯

(1) 夫婦のみの世帯

(2) 夫婦と子供から成る世帯

(3) 男親と子供から成る世帯

(4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

(5) 夫婦と両親から成る世帯

① 夫婦と夫の親から成る世帯

② 夫婦と妻の親から成る世帯

(6) 夫婦とひとり親から成る世帯

① 夫婦と夫の親から成る世帯

② 夫婦と妻の親から成る世帯

- (7) 夫婦，子供と両親から成る世帯
 - ① 夫婦，子供と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦，子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦，子供とひとり親から成る世帯
 - ① 夫婦，子供と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦，子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親，子供を含まない）から成る世帯
- (10) 夫婦，子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
- (11) 夫婦，親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯
 - ① 夫婦，夫の親と他の親族から成る世帯
 - ② 夫婦，妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦，子供，親と他の親族から成る世帯
 - ① 夫婦，子供，夫の親と他の親族から成る世帯
 - ② 夫婦，子供，妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは，未婚，死別又は離別の女親と，その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

父子世帯とは，未婚，死別又は離別の男親と，その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは，65 歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

高齢夫婦世帯とは，夫 65 歳以上，妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯をいう。

3 世代世帯

3 世代世帯とは，世帯主との続き柄が，祖父母，世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母），世帯主（又は世帯主の配偶者），子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち，三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい，それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって，4 世代以上が住んでいる場合も含む。また，世帯主の父母，世帯主，孫のように，子（中間の世代）がない場合も含む。一方，叔父，世帯主，子のように，傍系となる 3 世代世帯は含まない。